

(令和2年度第1回)  
武蔵村山市個人情報保護審議会（書面開催）

開催期間：令和2年5月19日（火）～5月21日（木）正午

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務における保有個人情報の目的外利用について

3 閉 会

議 題(1) 令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務における保有個人情報  
の目的外利用について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 目的外利用の適否（条例第8条第2項第6号）

番号	項目	内容
1	担当部課名	子ども家庭部 子ども青少年課
	目的外利用をする 個人情報取扱業務の 名称	児童手当支給事務
	保有個人情報の 目的外利用 により業務を行う 組織等の名称	子ども家庭部 子ども青少年課
	保有個人情報の 目的外利用により行 う業務の名称及び 内容並びに 目的外利用により 業務を行う理由	<p>(業務の名称) 令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務</p> <p>(業務の内容) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組みの一つとして、児童手当（所得超過による特例給付を除く。）を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給する。</p> <p>(目的外利用により業務を行う理由) 令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象者は、令和2年4月分の児童手当支給対象となる児童及び3月分の支給対象児童であって死亡又は中学校修了により4月分の支給対象から外れた者に係る受給者であることから、支給対象者を迅速かつ正確に把握するためには、子ども青少年課が児童手当支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、認定番号、扶養人数、公的扶助、金融機関口座」を目的外利用する必要がある。</p>
	目的外利用をする 保有個人情報の 記録項目	氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、認定番号、扶養人数、公的扶助、金融機関口座
備考		

イ 上記目的外利用をする際の本人への事前通知の省略（条例第8条第3項・施行規則  
第5条第2項第2号）